(イ) 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

エ　電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以降３年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

6　５の欄は、法人又は団体の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7　６の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　７の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9　８の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　９の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第１項の規定の適用がある無線局又は第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

6　４の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7　５の欄の記載は、次によること。

(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできるだけ詳しく記載すること。

(2)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

8　６の欄の記載は、次によること。

(1)　氏名又は名称の欄は、次によること。

申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2)　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　７の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　８の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月１日」の場合は「H16.10.　1」のように記載すること。